

## 議案 4

### 定款改正案

現行	改正案
<p>(社員総会の議長) 第 16 条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。</p>	<p>(社員総会の議長) 第 16 条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。 <u>2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、出席した副会長の中から議長を選出する。</u></p>
<p>(社員総会の議決権の代理行使) 第 19 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員は、代理権を証明する書面をあらかじめ本会に提出しなければならない。</p>	<p>(社員総会の議決権の代理行使) 第 19 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員は、代理権を証明する書面をあらかじめ本会に提出しなければならない。<u>ただし、同様の事項を電磁的方法によって行うこともできる。</u></p>